

## 平成 27 年度 建築物飲料水水質検査業における精度管理事業実施要領

### 1 目的

本事業は、建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の向上を図り信頼性を一層高めることを目的として、データのバラツキの程度と正確さに関する実態を把握し解析等を行うものです。

### 2 対象事業者

東京都知事の事業登録を受けた建築物飲料水水質検査業（ただし、水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関を除く）

### 3 平成 27 年度の分析項目

有機物（全有機炭素（TOC）の量）

### 4 実施方法

以下により実施します。なお、具体的な実施方法については試料配付時に説明を行います。

#### 4.1 配付試料の概要

試料名	量	個数	備考
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	500 ミリリットル	1（褐色ガラス瓶）	水溶液

#### 4.2 試料の配付

平成 27 年 9 月 15 日（火曜日）午後 1 時から 2 時 30 分  
健康安全研究センター1 階 1A・1B 会議室

- ・参加者に対し、別途試料配付のご案内の通知を送付します。
- ・配付試料を収納できるクーラーボックス等をお持ちください。

#### 4.3 試料の分析

試料の保存及び分析は水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法で実施して下さい。

（全有機炭素：平成 15 年厚生労働省告示第 261 号「最終改正平成 27 年 3 月 12 日」厚生労働省告示第 56 号、別表第三十に定める方法、以下「告示法」と略します。）

#### 4.4 留意点

- (1) 分析を行う方は日常の当該項目の分析担当者としてください。
- (2) 分析は、分析用試料から5検体分を取り、それぞれについて分析を行ってください。(計5回測定)
- (3) 試料は5回測定のために必要量より多く配付しているため、濃度範囲を検討するため、必要に応じて使用しても差し支えありません。
- (4) 分析の開始について告示法に記載されている試料採取から試験開始までの時間を遵守してください。ただし、機器の不具合等によって期間内に試験が行えない場合は、その旨を精度管理報告書(別紙1)に記載してください。

#### 4.5 精度管理報告書等の提出

分析終了後、以下の(1)から(3)を作成し、提出物リスト(別紙4)とともに報告書及び資料を提出して下さい。

- (1) 精度管理報告書(別紙1)及び測定の詳細(別紙2)(印刷物及び電子データ両方提出)

参加票と共に電子メールにて送付するエクセルファイル(ファイル名: 検査機関番号-水質精度管理報告書.xls)に検査機関番号、検査結果、貴機関における定量下限値及び測定条件を入力し、上書き保存・印刷して下さい。

印刷された精度管理報告書の値を分析値として採用します(なお、精度管理報告書のエクセルファイルは東京都健康安全研究センターのWebサイト [http://www.tokyo-eiken.go.jp/k\\_kenchiku/27seidokanri/](http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/27seidokanri/) からダウンロードできます)。

【Webサイトからの精度管理報告書のダウンロード方法】

- ① 検索サイト(Google、yahoo等)で「東京都の事業登録制度」を検索します。
- ② 「建築物事業登録制度」の「平成27年度建築物飲料水水質検査業における精度管理事業」からダウンロードします。

統計処理の都合上、分析結果において各項目の濃度が貴機関における定量下限値未満の場合は、「0」と表記してください。

- (2) 検査機関情報(別紙3)

検査機関番号、検査機関名、分析担当者の氏名を記入して下さい。

- (3) 分析結果を得るための情報

試料分析や検量線作成のためのチャート、検量線等、分析結果を得るための情報の写しを提出して下さい。形式は問いません。(原本は検査機関で保存して下さい)

また、検査実施作業書または操作手順のフローシート等があれば添付して下さい。

#### 4.6 精度管理報告書の入力における留意点

- (1) 分析結果の濃度は、mg/Lで表し、有効数字3桁（4桁目を四捨五入する）で入力して下さい（特に単位には注意）。
- (2) 精度管理報告書及び測定の詳細のファイルは、表記する単位を変更しないで下さい。また記入欄（行や列）を増やすなど、様式の変更は絶対にしないで下さい。

#### 5 精度管理報告書の提出期限

**平成 27 年 10 月 2 日（金曜日）消印有効**

#### 6 報告書の提出先

東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生係  
〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1  
Eメール S0000287@section.metro.tokyo.jp

#### 7 講評会

今回の結果について講評を行います。  
日時、場所については別途通知します。

#### 8 問い合わせ先

##### 【事務手続きに関する問い合わせ先】

東京都健康安全研究センター 広域監視部  
建築物監視指導課 建築物衛生係  
TEL 03-5937-1058（直通）

##### 【分析に関する問い合わせ先】

東京都健康安全研究センター 薬事環境科学部 環境衛生研究科  
水質化学研究室 建築物飲料水水質検査業 水質精度管理担当  
TEL 03-3363-3231（内線：5202、5203）